

方向

第六三号 一九八七年三月一日 京都市上京区下長者町千本西入妙徳寺内 方向社

南山大師の戒律観 (八) 赤谷明海

〈本論 第三章〉第三節 四種宗要

四種宗要とは南山に於いて初めて見る戒律の分類であり、『事鈔』卷上標宗篇に此の四科の名義を挙げ、

「但戒相多途非唯一軌。心有限取之不同。若任境彰名乃有無量。且提枢要略標四種。一者戒法。二者戒体。

三者戒行。四者戒相。」(正・40・4・b)

と先づ法・体・行・相の名を出し、次いでその一々の意義を詳説してゐるが、今随戒篇によれば簡単に、

一者戒法。此即体通出離之道。二者戒体。即謂出生衆行之本。三者戒行。謂方便修成。順本受体。四者戒

相。即此篇所明。亘通篇聚。」(正・40・50・a・b)

と言ひ、戒法とは仏所製の戒律であり、実践的行為の律法を意味し、戒体は戒行あらしめる根本動力であり、防非修善の基礎であり、戒行とは戒体を発得せる行人の行為であり、受体に順じて身口意三業の上に護持発動せしめる事であるが、戒相に就いては標宗篇に

「四明戒相者。威儀行成随所施造動則称法。美德光顯。故名戒相。」(正・二・4・c)

とあり、先の随戒篇に示すところは異つてをり、元照も之に注意してゐるが、それは行に約すると法に約する

との相違で、行に約せば美德光顯せる行持の相であり、法に約せばその行持の相はとりもなほさず五篇七聚の戒本の相でもあるとする。

此の法・体・行・相は又宗・体・行・相とも云はれ、南山は是によつて一切の戒律を先づ法中に撰し、而る後それを体・相・用の三面より説明せんとしてゐる。是等四科相互の關係交渉に就いては後述する事とし、先づこの分類法に従つて逐次南山の思想を探つてみよう。

第一項 戒法とその名義

戒は諸功德の本、諸行の根であり、定慧之に依つて立つと言ふ聖道の本基としての地位に関しては既に述べ、従つてその重要性も明らかであるので今更に之に触れる事はしない。ただ戒の名義に關し、序論に於いて述べた所を更に布衍し、南山の自説を検討し、次いで一切の戒法の種類を示し、その内容を一瞥してみよう。

『事鈔』随戒篇には戒に三ありとし毘尼・尸羅・波羅提木叉の名義に就いて述べてゐる。先づ毘尼に關しては律と翻するのが正訳であるとし、その律とは、

「初云律者法也。謂犯不犯輕重等法。並律所明即教詮也。」（正・40・50・c）

とあつて、律藏所詮の犯・不犯・輕・重等の法を言ひ、然らば三藏中經論の二藏を措いて、何故ひとり律藏の所詮のみを法と言ふのかとの問ひに對し、『智論』に依り、三学引生の次第に約し、戒は三学の首位にあるが故に独り法と言ふとし、名義の上にも律の優先的性格を表はさんとしてゐる。更に『戒疏』には、

「故使律字イ旁兼畢者為取筆也。処効決正非筆不定筆即法家之象致唯律翻。」（統・62・172・左）

として文字の構成上より正邪決判の意を出し、元照は以上の諸意を纏め、

「初言律者法也…二云律者分也…三云律字安事者筆也。」（『資持記』卷上・正・40・158・b）
と三義を示し、教詮楷定は法の義、重軽を辨析するは分の義、事に臨んで決判するは筆の義と言ふ。即ち是等によれば、南山は律を、重軽・開遮・持犯等を決判する教法と解してゐた事が明かである。

次に尸羅は戒と翻じ、其意義に関しては『行事鈔』卷中に『雜心』、『智論』、『善生』等の經論によつて種々の説を出し、最後に自説として

「因明正義戒者性也。性通善惡故。惡律儀類亦通周。故云不律儀也。若此立名當禁也。」（正・40・50・c）
と言ひ、性と禁との二を出してゐるが、二は結局同義を示すものに外ならない。南山の特に主張するところは戒は善惡に通ずると言ふ事であり、『戒疏』卷一にも、

「如古所伝防非禁惡以解於戒然戒通善惡律儀亦然不可偏舉以积戒義。」（統・62・169・右・左）
とする。即ち防非も戒なら防善も戒であり、善法もて惡を禁ずれば善戒、惡法もて善を禁ずれば惡戒と言ふ事になる。従つて善ともなり惡ともなる性が戒であり、性の義を持つた禁、即ち禁善禁惡の禁が戒である。更に南山は、

「戒有何義義訓警也由警策三業遠離緣非明其因也。」（『戒疏』統・62・169・右）
として戒を警策と言ひ、又よく作・無作とも言つてゐる。然しそれは頭に就き、用に約し、体に約して言つたままで、正義としてはあくまで「性」であり、「性」を言ひかへた「禁」である。されば、

「云何名戒。戒禁惡法。故涅槃云。戒者直是遮制一切惡法。若不作惡是名持戒。」（『事鈔』卷中・正・40・52・A）

の如き説を見れば、全く禁惡の方面のみを言つてゐるに過ぎないが、それは實際上禁惡の面が必要であるからであり、理論的には、戒は決して是のみに止らない事を知るべきである。

次に波羅提木叉。翻じて処々解脱又は別解脱と言ふ。意識である。『事鈔』巻中に、

「三解脱義者。近而彰名隨分果也。謂身口七非犯緣非一。各各防護隨相解脱。遠取戒徳因戒克聖。望彼絶累由遵戒本。」（正・40・50・C）

と言ひ、委しくは『戒疏』巻一に見えてゐるが、要するところ身口七支の過非を、境縁の相に随ひ、漸次別々に解脱する故に処々解脱と言ふのであるが、これは一往業非を止める側より見た近義であり、更に遠義により、凡地の所受を以て後の聖果に望めて言へば、戒を受ける事は即ち煩惑を除く事であり、聖果を得する事であるとする。即ち、

「以此多証文難博現隨相得名不妨提本木又為果。」（『戒疏』続・62・170・左）
である。

以上に拠つて戒の三名たる毘尼・尸羅・木叉の意義は明かであるが、是等の關係はどうかと言ふに、

「惡法禁善名之為律。案殺前生行順此法。若就善律儀反解即是。此則以戒從教立名。又律云。木叉者戒也。

此因從果為号也。」（『事鈔』卷中・正・40・50・C）

と言ふ。即ち先に戒は禁であると言ひながら、今惡法によつて善を禁じ或は善法によつて惡を禁じた場合をも律と言ふのは、戒を教（律）に従へて言ふのであり、又戒は即ち木又であると言ふのは因たる戒を果（木又）に従へて言つたにすぎないとする。而も是等三者の次第は一化の始終であり、律・戒・木又夫々教・行・果に該当するとし、

「頸三次第即是一化始終。律則掘教教不孤起（註1）。必詮行相戒則因之而立。戒不虛因必有果克。故解脱絶縛最在其終。」（『事鈔』卷中・正・40・50）

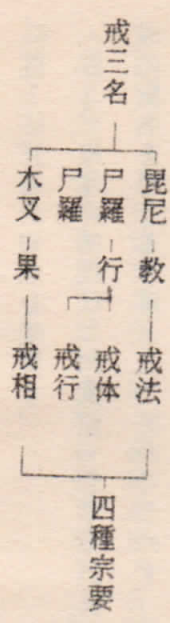
と言ふ（註2）。

（註1）正藏の句点を変更す。

（註2）椎尾弁匡氏は、同文館『哲学大辞典』「戒」の項下に、南山の一化始終を附会の釈と駁してゐるが戒の釈名を単なる学解として終わらしめず、戒律行者の信念を基礎とし、その上に立つて一代仏教を戒律中に包含せしめ、且つその内容を三名によつて組織づけ体系化せんとしてゐる所に南山の意図するものがあると思はれる。特に木又を単に条目を集めた戒本としてだけの意味ではなく、その条目を行ずる事によつて到達する聖果とし、「解脱絶縛最もその終にあり」とするところは、後に述べる如く、法・体・行の三をすべて広く戒相に攝し、相を離れて法も体も行もなき事を言つてゐる点を考へても含蓄の極めて深いのが知られる。

律は即ち仏の教法であり、これは一般的な制法で、必ずしも行為の一々に照らして言ふものではなく、戒は即

ち仏徒の行であり、一々の行為に關する善惡の性であり、木又は行為の相に隨ひ、それを防護し、以てそれより解脱する事である。これを見ると戒律に対する解釈が極めて広く且つ体系的に分してをり、決して狭い意味の規則とか条目とかの形式を問題としてゐない。蓋し、律は律蔵、戒は律蔵中の一々の戒、木又は条目の全体と言ふが如き形式的区分より一步進み、教行果の修道の道程を戒律中に明示し、それによつて戒律の三名を体系づけ且つ統一づけんとしてゐるのである。へ註　ここに体系づけると言ふのは教・行・果の一貫した順序を言ひ、統一づけると言ふのは教を挙げれば行と果とが撰せられ、果に望めば教・行は撰せられる關係を指すのである。へ



而して此の教行果としての三名は、皆戒法として今まで説明して来たが、これは戒法を重く見ての所談であり、もしそれを体・行・相等と同列に置き、律を戒法に配すれば、戒は戒体・戒行の二に當り、木又は戒相となつて上の如き図表が成立する如く考へられる。へ註　此の図の如き配當が嘗て為されたかどうかは知らない。併し三名を南山の所説の如く解すれば斯くなる筈である。へ

斯の如く三名を個別的に説明し夫々戒の四科に該当せしめたが、法を中心として見れば律義が他の二を含め、相を中心とすれば木又中に他の二は撰せられる關係であり、三者の区別は解消する。又事実上木又と律とは勿論戒と律ともその内容に共通するところ多く、實際使用の上に三者混用されてゐるのも蓋し当然の事であらう。

次に戒法中の種々の分類に就いて説明を試みつつ南山の思想を探つてみよう。

〔大乘戒・小乘戒〕　此の起原・分類等に就いては既に触れたが、南山は大小乘の形式的分判を排し、假令戒

相上、大小の相違があつても、畢竟円実の観点より大小二乗は理として分隔なしとし、『業疏』にも、

「大小俱心律義不異。」(統・64・432・左)

と言ひ、戒体を発得する衆生の域心に重点を置き、『勝鬘經』の説を引いて「毘尼とは即ち大乘の学なり。」(『事鈔』卷中・正・40・49・c)と承へ言ひ、大小二戒を綜合統一する態度に出てる。

〔性戒・遮戒〕 行為の性質による区別であり、性戒は行為自体が悪なるによつて戒められるもので、必ずしも仏の制定をまたないもの、遮戒は行為自体必ずしも悪とは言へないが、他の戒を犯す機縁となり、或は世の譏嫌を招く為に仏の制せられたもので、今五戒に就いて言へば、

「多論中四是実戒一是遮戒所以同結成者由酒是放逸本能犯四戒。」(『業疏』統・64・366・右)
とあつて飲酒は遮戒、他の四は実(性)戒である。又『戒疏』卷一(統・62・253・右)に依ると、

「言性惡者如十不善体是違理無論大聖制与不制若作違行感得苦果故言性惡；禁性惡故名性戒。」

「言遮惡者如伐斫草木墾掘土地威儀麤醜不光俗信聖未制前造作無罪。」

とあり、性戒は大聖の制すると否とに関せず、理として自性悪なる十不善道の如きもの、遮戒は仏の制戒によつて始めて定められた壞草木等の如き戒を意味し、前者は化制二教に通じ、後者は制教に局り(註『事鈔』序(正・40・2・a)参照)、『智論』によれば十善十惡の如き旧戒が性戒で、遮戒は主として仏所制の五篇七聚の客戒を指し(註『戒疏』(統・62・253・左)参照)、『涅槃』の性重戒が前者、息世戒が後者に当る。斯く言ふと性遮二戒は大小二乗の戒に相当する如く見られるが、先の五戒に関する引文によつても明らかである様に

五篇門中にも性遮の別があり、南山は性遮各々に輕重を配し、初篇姪殺の如き戒を以て性重と名付け（註1）、更に『事鈔』序（註2）には開・制（不開）を配し、開は緩、制は急とし、文と義とより性遮の緩急を論じ、或は其等所犯の罪の相違等に言及してゐる（註3）。

〈註1〉『戒疏』（続・62・253・左）参照。註1の表

註2の表

性戒—性重戒
性輕戒
遮重戒
遮輕戒

性—開…文緩義急
制…文義俱急
開…文義俱緩
遮…文急義緩

尚、同鈔卷中、持犯篇（正・40・94・c・十一行以下）をも参照。

〈註3〉「若犯性戒具受二罪。謂業道也。及以違制。寂犯遮戒如壞草木。但得一罪。」（『事鈔』卷中・正・40・49・a）「性罪三過一違理惡行二違仏広制三能妨道業遮罪具二体非違理故名爲遮」（『戒疏』続・62・253・左）

孤山雁信

赤谷明海書翰集

（七）

原田憲雄編

★1985.1.1. 東森善城氏（奈良県宇陀郡室生村向淵）宛。印刷年賀状。添書。

予後御養生肝要御用心ありたし、時に御依頼の件、七仏略戒經全文の書写と理解して帰来しましたが、或は諸悪莫作云々の一偈だけかの氣もしてきました、いづれなのか、おついでの方節お示し下さい

★1986.1.1. 同氏宛。印刷年賀状。添書。墨書。

御安祥極に越年されたこととお慶び申します 本年もまたお目にかかる折があらましよう

★1938.7.24. 原田憲雄（〈京都〉市内へ上京区）下長者町通千本西入妙徳蓮寺（蓮は誤り）宛。手紙。墨書。

差出し住所氏名「双丘東墳 本堂掃除山番墓守 草抜道人 上」へ京都市右京区花園扇野町法金剛院

君のいとも町重なる書信に対する感謝のしるしに吾が心の秘密を吾がいとしいリーベに打開ける この用箋（少し支那趣味に見えて変だが彼女は僕と同様これが好きだ）の処女紙を君に捧げる

僕は口実をつくつてヲヤチの処から早く逃げ出したお蔭で君の手紙は汽車の中で読まなくてすんだ、又来た手紙を讀まずに置いておく程の余裕を我輩生来持ち合はせない トースター・ショップへ妙心寺北門前に龜屋という菓子屋兼喫茶店があつたに於ける君の敗北の態、いやはやお氣の毒千万 何れその内君の氣持は伝えて置かうあの君の名文、夜の出来事ならばと遺憾に思ふ。近頃昼の殺人的な暑さには詩の世界も灰色となつて残骸を横たへるばかりだ さて君の勞に報いるだけの返事も書きたいが 今どうも心に落つきがない 實際瑣々少々たる事務に永い間僕の情意教育は等閑に附せられものを落ちついて考へられない

廿六日の夜故郷へ帰へり書物を一切放テキして自然の肉体に触れ ころの静安をとりもどした上返事することとする 帰郷の事は大分迷つたが今のやうな氣分を転換するにはエフェクタプだらうと思つて決行する事にした 田舎へ帰つても人情にふれたくはない 人情にふれることは幻滅を意味する、僕はただ想出を加味した自然、それにふればよいだけだ、いはんやシスター・イン・ロウ等々乞食に食はれるだ やいアシユバ ムリガ那郎へ梵語でアシユバは馬、ムリガは鹿。那郎は野郎の誤り？ 余計な心配するネイツ

古寺にも清新な蓮華が咲いた 去りゆく名残いといみじうなんはべる

へ赤谷君からもらった最初の書翰で、当時わたしたちは龍谷大学予科三年だった。ヲヤジとは唐招提寺長老であり壬生寺・法金剛院住職であった北川智海和上をさすのであろう。

★1938.8.21. 同宛。手紙。

まだ暑い中にも、さすが秋のけはひは到る処に感じられる。朝まだき、夕まぐれ、全く心の底にしみ入るやうな秋の空気は 何かうら悲しい しかも喜ばしいものを感じさせる。

昨日は留守にして失礼した、君が来て呉れた時は高田へ益雄の処にみた頃かもしれない。帰る汽車がなかったので壬生から千本へ足をのばした、君の家へは留守かもしれないと思つて行かなかつた。

十六日がすめば壬生へ寺へは行かなくてもよいだらうと思つてゐたが 十七日は金勘定、十八・九両日はへ仏具の真鍮磨き、二十日は観音の胎内から出た文書の整理と云つた工合に毎日此方には居られなかつた。従つて僕の気持は相変わらず乱されてゐる。實際のところ僕の此のやうな焦燥混乱は 日常生活の単調さの中から味へる喜びを妨害されるところから起つてゐる。夏休中の不成績 それは今更問題にするまでもなくあきらめてしまつた。しかし夏休がすんで新学期に入るとき、地方から戻つて来る学友を想ふとき 心の任せられるのを感じず。君といふ矢張り一人の友人を前に置いて こんなことを云ふのは変だが僕の心の中は察してくれることと思う。丁度〃処女地〃の主人公がペテルブルグの友人仲間から離れたいが故に地方行の家庭教師の広告を出したやうに僕もただ一人になりたいと云ふ切な気持に追はれてゐる。と云つて僕は友達嫌なのではない、生来、人なつこい方の僕は友達がすきでならない、それだから困る。

朝日会館への招待、生憎、時間が書いてくれてなかつたため行けない。又久し振りに一日中花園で暮らせる貴重な日に外出したくない。

それから十六日の法会には、終つてから大分君をさがした。さぞかし壬生の法事にはアイソをつかしたと思ふ。規律が更についてゐない。律では儀式を特にやかましく云う。しかも行はれない。どうも個人々々が勝手な事をするので困る。読経中腹が立つて仕方なかつた。僕の思ふやうにさせばと何度思つたことかしのれない。又特に君のやうな気持の者が同じ弟子の中にあればとも思つた。何にしても僕は君にあのやうな法事を見せて恥しかつた。又何時か暇になればゆつくり会ひたい。ではそれまで。

★1938.12.30. 同宛。手紙。封筒墨書。

将に過ぎなんとする昭和十三年の記念として此の雑記を君に呈す。年末の寺務、予定は立てたが更に準備する事がない。昨日は寒さに負けて午前中部屋から一步も出ず、午後そろそろ掃除にかからうとしたが服部へ見？浄真？が来て今日に延ばした。今朝も寒い。午後にした。眼はまだわるいが少しよくなった。読書してもあまり痛まない。子規の隨筆を面白く読んでゐる。年末ながら平常にまして静な気持だ。読後の感想を日記に記す代りにここに書くこととする。子規の病床の苦を思ひ突に感無量。小生大病院に横臥中、看護のへを？十分にしてくれないのをうらみ、ただただ女の特に身内の女の熱い看護を願つて独りフトンをかぶつて泣いてゐた事がある。しかしひるがえつて他の病人の気持を察した事がない、小学校五年生の頃、(北川智海)師が大病で床に就かれた事があつたが、退屈まぎれに火鉢をカンカンたいて叱られた。律僧の事として何一つ食物についてゼイタ

クな注文をするのではない。たまたまコンニャクが食べたいと云はれたのを、ひとりて冷笑してゐた。今にして思へば冷汗が出る。小生にばかり漫瓶をとらしたのを不平と思つてゐたが、それも矢張り身内と思つての事で、他の弟子には汚いところを見せなくなかつたのであらう。何分女なしでの律院での病氣には無理が多い。さればこそ梵網經にも仏は看病についてよくよくいましてをられる。弟子は師の病氣に際しては特に子となり妻となつてその務をつくさなくてはならない所以だ。子規はまだ母や妹にかしづかれてゼイタクな注文の出来ただけ幸福である。今の子弟關係にして常に給仕の役をつとめる阿難は一人としてゐないだらう。子規隨筆一卷を読むのに長い間かかつた。凡そ一月以上も机の上にあつたことと思う。然し得るところは大いであつた。これを借してくれた君に対して大いに感謝する。これによつて俳句の片鱗にふれられた以上に人間子規を目のあたり見、彼の微妙の心の動きに自己の共通点を見つけて実に心の躍動するのを覺えた。

君と交際したのは今年からだつたと思う。僕は加藤へ一嶺、後に松浦と改姓を知つたと別の意味に於いて君を知つた事を得とする。奈良の一件以来君から絶交状の如きものを貰つた。それに対し、僕は君を他の一切の者と同様友達と思つてつき合つて来たのではないとの言葉で応酬した。だがこんな事は明言することなしに過去の因に葬り去らう。その上には墓標すら立ててはいけない。僕は君に対してなした言葉を思うたびに（単にあの事に関してばかりではなく）頭をカンカンなぐり、身体をゆさぶり、机をたたき、足を無暗に、バタバタさせた衝動にかられる。――だがこんな事を言つてゐてもきりが無い。ただただ来ん年の幸多かれと願つてペンを置く。へ詰つて君の名前を書くところもなくなつた。文のまとまりのないのと乱筆とをおゆるし願ひたい。）

釈迦堂のおかめさん 1987.2.4. 原田 慶

雪が降る、舞うといった方がいい、少し風があるのでみんな北へ傾いてゆく。墓石の塔の際では雪が舞い上がる、ゆらゆら上がって横へまわり、ようやく地面にたどりついて消える。木に残っていたクルミがいくつか落ちてその上に積もった雪が、少し小やみになるとすつと溶けて、濃い褐色の形のいいクルミが現れる。白い蓑を着たりぬいだり、ちよつと鼻先にのせてみたりしながら、クルミは雪の中にころがっている。

昨日三日の節分は寒い一日だったけれど、二日からの雪はやんで晴れ間も見られた。今日はまた朝からずっと雪が降っている。さかんに降るかと思うと明るくなり、しばらくするとはげしく降り出す。雪がとぎれると鳩がやって来て、何も落ちていないようには見えない地面から、何かを拾って食べる。そろそろ春だから仲よく二羽でやってくる。

二日には千本釈迦堂へ行ってみた。歩いて二十分ほど、着く頃に雨が雪に変わった。気温が低いので、雨に濡れているのにたちまち雪が積る。三日には節分の行事があるが、前日は特別のこともないのでお参りの人も少ないようである。

本堂の前で子どもをつれた人が三人ほど、急に降り出した雪を見ながら話していた。一人は鷹が峰から来たという人で、いつもは三日に来るのだが、明日は雪がたくさん降ってここまで下りて来られなくなると困るので、というようなことを言っていたが、高い所に住んでいる人は、町中の人より気候に敏感に対応している。

雪の降る中にテントをはり、紅白の幕をめぐらして、白いエプロンを着けた人達が、縁起物を売っている。おかめ福面、おかめだるま、おかめ福守り、おかめ人形。このおかめには次のような話があると説明されている。

安貞元年（一一二七）本堂造営の棟梁、長井飛騨守高次は千慮の一失か、信徒寄進による四天柱の一本を寸法をまちがえて短く切り落としてしまい、困り果てていた。これを見た妻のおかめは、枡組によっておぎなえばと提言した。それによって無事上棟式が営まれることになったが、その日を待たずに亡くなったおかめに感謝しておかめの面をつくり棟札に附して上げ、おかめの徳を賛えた。この故事が上棟式の御幣となり今日も広く民間伝承となって全国に行なわれている。

このことから失敗は必ず成功となり、念願成就、開運厄除……としておかめにちなんだ物が授与されているとのことである。

椀皮葺の本堂の前、東寄りに西を向いた大きなおかめの半身像が造られている。昭和五十四年奉納と書かれているのでまだ新しい感じで、阿亀多福像と名付けられている。

ふだんは上がることのできない本堂にも、今日は節分会で、誰でも入ることができる。本尊の釈迦如来像は扉が閉ざされていて拝むことはできないが、その厨子をかこむ太い四天柱の上は枡組みがされている。おかめの話がこれを指すのかどうか、くわしいことはわからないが、本堂の中は暗く、大きく盛られた白いカスミソウの中に赤紫のランがいくつか咲いたものが一对、はなやかに浮きあがっていた。

赤いじゅうたんが敷かれた広い外陣に、ロープで囲われた一角に「年男席」という札が下がっている。明日は

たくさんのお参りでにぎわうことだろう。

廊下をまわって本堂の横へ行くと、本堂の一部分を区切って作ったのか、初めから裏の部屋があったのか分らないが、細長い部屋にガラスのケースがあり、信者から奉納されたおかめさんが並んでいる。大きさも形もさまざまで、お多福の面もあれば、そば屋のショーウィンドーに座っていたような、行儀のよいおかめさんもある。松篁氏作という立姿のおかめさんは新しく、とても美人である。

外にある大きな阿亀多福像が、いわゆるお多福の顔に造られていたので、この話のおかめさんがお多福だったのかと思ってしまったが、棟梁の妻のおかめさんは美人だったのかもしれない。つる、かめ、というように長寿を願った名前だったのだろうか。つると言うとは夕鶴のつうのような美しい人を想い、おかめといえはお多福になるのかもしれない。

降り続けている雪の庭へ出て、阿亀像の前へ行ってみた。左の頬のあたりが少しいたんで、そのためひなびたかんじさえするおかめさんである。だれかに似ている、でも本当のおかめさんはやはり美しい人だったにちがいない、などと思いつながら大きな阿亀多福像を見上げていたら、「そんなことは、どうでもいいことではありませんか。」とおかめさんが笑った。ちがいない、どんなかたちに造っても、おかめさんはおかめさんである。

この大きな阿亀像が、現実的な美人に造られていたら信仰の対象にはならない。初めてこの像を見た時には驚いたけれど、見馴れてみると、なんとなく楽しい。私達から遠くても近くても、この世を通り過ぎて行った人とおして、何かをみることで人間は生きられる。

もう一つ新しくて、初めて見たのが、本堂の西側の呆け封じの観音様だった。足もとに老人が二人子供みたいに微笑んでいるように造られている。この老人の姿にはちよつと誰でもどきりとするのではないだろうか。阿亀像のように型通りのものではないのだから。

観音様はどんな願いもきいて下さるといふ。今昔物語の中には、美女多財を祈って願いがかなえられたといふ話さえある。

本堂の横の宝物館には、国宝の聖観音をはじめ如意輪観音など美しい六観音があるけれど、拝むには入館料が要る。願をかけるためには、誰でもいつでも拝める所に立っていてもらわれないと困る。そして具体的にわかりやすく、撫でて水をかけても壊れないような大夫で長持ちするのがいい。

北野に隣接したこの辺りから柏野や石像寺などを含む一円は、蓮台野と呼ばれて、王朝の昔、鳥辺野とならぶ庶民階級の葬送地だった。そこへ鎌倉の初めに釈迦念仏の祈願所として建てられた本堂は、応仁、文明の乱や数々の災火から免れた京洛最古の建物であると、案内書に説明されている。

千本釈迦堂大報恩寺、その古い念仏堂と並んで、新しい阿亀像や観音像はたしかに異様な感じがした。しかし昔は、雨に洗われると散乱するどくろさえみられたらうと言われるこの地に、現代庶民の願いや不安が同居しているのも故なことではないように考えられる。

午後三時、降りやまない雪で、お参りの全くとだえてしまった釈迦堂の前に、私の足跡もまたすぐ消えてしまふ。赤い大きな蛇の目傘をさしかけてもらった阿亀さんは、だまって笑っていた。紅白の幕の中でしょざいなげ

なエプロン姿の人達に、ちょっと頭をさげて門を出ると、通りには人影もない。暖冬の京都にもやっと冬が来たのかと思うほど、久し振りの冷たさであった。

※前号正誤 一七頁四行 *sobhasobhita* → *śobhaśobhita* 一一頁一三行 *svabhāva* → *svabhāva*

存在の分類
ランカーの岸辺で (三一) 原田憲雄

59. このように内外に生ずる諸法、無智と行為、陰・界・入などのカテゴリーに分類される一切の存在、三界に生ずるものには、みな差別があり、快適さの見掛け・言語・去来・優秀性・知識などに差異を現わす。同一の対象でありながら種々の形相をとり、上・中・下の優劣や、浄・不浄、善・不善の形相を現わす。ランカー王よ、種々の存在のうちに差別の形相が見られるだけではなく、ありのままの道を覚った者の内証の修行のうちにもまた種々の差異のあるのが見られる。まして、法と非法とに種々の形相の差別が分別されないだろうか。

魏訳 一如是内外。所生諸法。無明及行。陰界入等。一切諸法。三界所生。皆有差別。現樂形相。言語去来。勝智異相。一相境界。而取於相。見下中上勝相。染淨善不善相。楞伽王。非但種種法中。見差別相。覺如実道者。内証行中。亦有見於種種異相。何況法非法。無分別種種差別相。一
唐訳 一外法如是。内法亦然。謂無明為緣。生蘊界処。一切諸法。於三界中。受諸趣生。有苦樂好醜。語默行止

各各差別。又如諸識相。雖是一。隨於境界。有上中下。染淨善惡。種種差別。楞伽王。非但如上。法有差別。諸修行者。修觀行時。自智所行。亦復見有。差別之相。況法與非法。而無種種差別分別。

梵文 *Evam sarvadharmaparohadharmiṇāṃ bāhyaṇāmādhyaत्मिकानामप्यavidyāniryatānām skandhadhātāvātan-opagānām sarvadharmānām traidhātukopapananānām dr̥stasukhasaṃsthānāmabhi jāpyagativiśeṣāḥ, vijñānānām ekalakṣaṇānām viśayāhigrahanāpravyūttānām dr̥ṣṭo hīnoḥkṛstamādhyaṃaviśeṣo vyavadānavyavadānatāśca kusaīākusalatāśca, na kevalameṣām lakṣadhīpate dharmānām prativihāgaviśeṣa, yogināmāpi yogamābhyasatām yogamārge pratyātmaḡatīlakṣaṇaviśeṣo dr̥ṣṭāḥ, kimāṅga punardharmādharmayohi prativikalapapravyūtt-ayorviśeṣo na bhavati? bhavatyeva. (外界のすべての生長する性質のものもこのようであり、内界の無智から出た蘊・処・界に属する一切のもの、三界に現存するものにも、快適さや言語や行動の差異が見られ、それぞれの特徴をもつ諸識が対象と結び付いて生起するときにも、淨・不淨や、善・不善に従って上・中・下の差異が見られる。ランカー王よ、単にこれらの諸存在を差別する差異があるだけでなく、ヨーガに専心する修行者たちのヨーガの道にも自内証の達成のすがたの差異が見られる。どうしてまた分別に覆われた法と非法との差異が存在しないであろうか。存在する。)*

ここである諸法とは、もろもろの存在と言い直してもよいだろう。ただ、注意しなければならないのは、それが人間によって「存在」と見られているものを、見る人間の方から指して言っていることである。「内外に生ずる諸法」という「内」と「外」も、見る人間にとって内と見、外と見られているものことであり、厳密

に言ってきたり内と外に決定できるものではない。常識的な使用法と厳密な使用法とが混用されている。しかし氣を付けて読んで行けば察しはつく。混用を避けようとする、哲学者の使う難しい文章になるか、記号論理学の数式みたいなものになって、かえって分りにくいだろう。

さて、内外のもろもろの存在は、見る者の無智や行為と結びついて生ずるが、陰（蘊）・界・入（処）などに分類され、欲界・色界・無色界の三界に配当される。三界については本稿（一七）「笑い舞うアブサラス」で解説した。「陰・界・処」についてはここで説明しておこう。

二陰（おん）は、skandha（集り）の訳語で新訳では「蘊（うん）」という。環境を含めた衆生の身心、すなわち物質と精神を指し、これを五つに分類して五陰（五蘊）といい、次のものがそれ。

- 1 色 (rūpa) 物質一般。身体。
- 2 受 (vedanā) 感受作用。感覺。
- 3 想 (saṃjñā) 表象作用。心に浮かぶ像。
- 4 行 (saṃskāra) 潜在形成力。意志。
- 5 識 (vijñāna) 認識（識別）作用。意識。

入（にゆう）は、āyatana（領域）の訳語で、新訳では「処」。心作用が起こるための場。すなわち、認識を対象と感覚器官に二分する方法によって展開される一種のカテゴリーで、つぎの十二。

六境（六つの対象）

六根（六つの機官）

1	色	眼
2	声	耳
3	香	鼻
4	味	舌
5	触	身
6	法	意

界（かい）は、*dhātu*（要素）の訳語で、人間存在の十八の構成要素。そのうちの十二は六根と六境で、これに対応する眼識（視覚）・耳識（聴覚）・鼻識（嗅覚）・舌識（味覚）・身識（触覚）・意識（識別作用）の六識を加えたもの。これら十八界が個人存在を構成し、主客すべての世界を包含するとする。

ほかにも様々なカテゴリーが設定される。が、カテゴリーなるものは、ものごととの間に差異を見出し、差異によって分類したものなのだから、そこに差異のあるのは当然だ。差異によって差別するのが分類であり、分類された全体がカテゴリーなのだから。カテゴリーのそれぞれの項目に、見る者の好悪が結び付き、快・不快や、名称その他に、またさまざまな差異が生じるのは当然で、そこに生じる差異は、差異を見出そうとする欲望が捕らえた差異、構成した差異、なのだ。差異に敏感であることは、ものごとを深く知ることであろう。しかし、差異の弁別と、価値の高下の設定とは、同じ次元の問題ではない。ところが、無智により、あるいは意識的、政策的に混同され、差異に上中下といった社会的階層差別が設定される。それが世間の知識というものであった。

カテゴリーは、それを實在の形式とし、思惟の形式とし、實在の形式であると同時に思惟の形式だとする見方があるが、いずれにしても「形式」であり、その「形式」は認識する側から差し出すものだから、認識原理であることはまちがいない。認識原理は実体ではない。認識原理の見出す形式も実体ではない。すなわちカテゴリーは実体ではない。しかしカテゴリーは実体化されやすい。差異と階層差別が混同されるのは、認識原理の実体化というべきであろう。

実体化は、むしろ、差異の見出しかたが粗雑で不徹底なところから出てくる誤った認識なのである。「誤った」とはいつたが、この誤りは自覚しがたく、この誤りからは免れにくい。運動や時間を、静止を基準にして捕らえようとされるわれわれにこべりついた傾向を反省するだけでそのことが納得されよう。

仏教の縁起観は、釈尊の徹底した差異探求が見出した静止の否定、実体化の否定だったのである。絶え間なく流転する時間のなかで絶え間なく変化し運動するのがものごとのありのままのすがたであるなら、我々の内なる静止化・実体化の傾向を剥離してゆくのが如実の道を覚ろうとする者の修行であろう。実体化がほとんどやみがたい衝動となっているわれわれの傾向から考えて、その修行にさまざまな差異があり、修行の結果としての内証にもさまざまな差異があることは見やすい。覚りとしての価値においては平等であっても。

覚り、というものもまた、静止と実体化のうちに閉じ込められるべきものではないであろう。しかし、実体化の否定として出発したはずの仏教教団にも実体化の衝動は働きつづける。覚った人が「仏」として実体化され、覚った人の教えが「仏法」として実体化される。『楞伽經』で「声聞・独覚」というのは、仏教徒ではあるが、

実体化の傾向を剥離しきれないでいる人たちを指すので、団体としての小乗教徒に限定されない。

覚りは、覚った人の内部に温存されるべきものでなく、開かれていなければなるまい。他の覚った人に対してはもとより、覚らない人に対しても。そのためには、覚りの言葉が覚らぬ人の言葉に翻訳されねばならない。実体化を実体化とさえ感じない世間の言葉に翻訳しなければならぬ。世間の言葉に翻訳しても、覚りの中の意義がまざまざと世間のひとの心に納得されなければ、開かれた覚りとはいえない。いかに開かれても未熟な者には閉ざされた秘密と見えようが、未熟な者にも開かれて秘密でなくなるような方法が、覚った側からなされなければ、覚りが開かれているとはいえないだろう。未熟者にも開かれて秘密でなくなれば、覚りは、もはや覚りという特別なものごとではなく、完全な平等が実現しているのであろう。もつとも、このようなあわてた推測は、それこそまたまた実体化の観念に陥った夢想にすぎまい。我々の妄分別は絶え間なく「存在」なるものを作り上げ、それが有る特性を持続するように思い込み「法」と名づけ、「法」を作り上げるとその相対として「非法」を作り上げる。

② ランカー王よ、法と非法には種々の差別相がある。ランカー王よ、いかなるものが法であろうか。いわゆる一切の外教・声聞・独覺・未熟な凡夫の分別から現れるもの、原因より生じ実体をともなうものを根本とし、そこから種々の法が生じる。これらの法は捨てるべく離れるべきである。その見掛けによって分別を生ずべきではない。みずからの心から現れた法を実体と臆測しているのだから。ランカー王よ、瓶の実体はないのに、未熟な凡夫は、有るのだと虚妄に分別する。法にはもともと固有の相は無いのだ。それをありのままに

知り観ずるのを諸法を捨てるというのだ。

魏訳「楞伽王。有法非法。種種差別相。楞伽王。何者為法。所謂一切。外道声聞縁覚毛道凡夫。分別之見。從因実物。以為根本。生種種法。如是等法。応捨應離。莫取於相。而生分別。見自心法。計以為実。楞伽王。無瓶実法。而毛道凡夫。虚妄分別。法本無相。如実知観。名捨諸法。」

唐訳「楞伽王。法与非法。差別相者。当知悉是。相分別故。楞伽王。何者是法。所謂二乘。及諸外道。虚妄分別。説有実等。為諸法因。如是等法。応捨應離。不応於中。分別取相。見自心法性。則無執著。瓶等諸物。凡愚所取。本無有体。諸観行人。以毘鉢舍那。如実観察。名捨諸法。」

梵文 Asti Lankāhipate dharmādharmayoḥ prativibhāgo vikalpalakṣaṇatvāt, tatra Lankāhipate dharmāḥ kalamet? yaduta ete tīrthyaśrāvakapratyekabuddhabālavikalpakaalpitaḥ, karaṇato guṇadravyapūrvakā dharmā ityupadiśyante, te prahātavyāḥ, na lakṣaṇataḥ prativikalpayitavyāḥ, svacittadrīśyadharmatābhiniवेशā nna santi ghatādayo dharmā bālaparikalpita alabdhasārtīḥ, evam vidarśanayā prativipaśyatāḥ prahīṇā bhavanti. (ランカー王よ、法と非法の差別はある、分別の相としてはね。このうち、ランカー王よ、諸法とは何か。すなわち、それらは外教・声聞・独覚・未熟者の分別によって分別されたものだ。属性と実体に伴われ原因から生ずるものが諸法と称せられる。それらは捨てられるべきである。見掛けによってそれぞれ分別されるべきではない。みずからの心から現れた法に対する執着だから、未熟者によって存在すると分別される瓶などの法は、自体のえられないものだ。このように智慧をもって観察するとき、法を捨てるということがおこる。)

「法と非法には種々の差別相がある」とは、弁別してカテゴリーを作ろうとする立場にたつなら、見掛けの差異によつて差別することができるといふことである。「いかなるものが法であろうか」とは、その立場でいう「法」とはどういうものか、と設問し、以下これに答えるかたちで、「法」が如実（ありのまま）の方から眺めたらどう見えるか、が語られる。

外教とは、仏教以外の一切の宗教と学問・知識を指す。声聞・独覺は仏教のうちの小乗諸派の考え方を指す。未熟な凡夫は、文脈からいって、大乘教徒中の未熟者を指すのであろう。しかし、56で述べたように世間の団体としてのそれぞれに限定されない。かれらの間には共通した思考法がある。事物は、すべて原因から生じ、実体と屬性を伴う、というのが根本で、そこから種々の存在が派生するといふものである。「原因」「実体」「屬性」は、いずれもかれらが弁別するに都合のよい見掛けの差異に基づいて仮設されたものにすぎず、さらに深く観察すれば、仮設の根拠は崩れてしまう。かれらが「法」とよぶ存在は、見出だそうと願った姿をかれらの外に見、かれらの見出したと信じる差異に、実体・屬性等と名付けているにすぎない。

先に例として出た瓶にしても、土・水・労力・熱等の集合であり、ある期間、瓶として水を盛り物を貯えもするが、あるときは殴り殺す凶器となり、役人を取り込む賄賂ともなる。やがて離散して瓶の見掛けさえない。そのいずれを取つて瓶の実体とし屬性とするのか。このように固有の実体・屬性・見掛けを把握しようのないのがいわゆる「法（存在）」なのだ。と、そのように見ること、それが「法を捨てる」ことなのだ。（1987.2.27）

※本号印刷不鮮明箇処 六頁一行 善悪の性であり、木又は行為に随ひ 同頁二行 解釈が極めて広く且つ